

令和6年度町民税・県民税申告書の書き方

「3・4所得から差し引かれる金額に関する事項」のおもな内容は、次のとおりです。

<p>⑬社会保険料控除</p>	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が負担することになっている社会保険料(国民健康保険税(料)、国民年金保険料、介護保険料など)を令和5年中に支払った場合に記入してください。(国民年金保険料等の支払証明書を添付してください。)</p> <p>(注)配偶者やその他の親族の公的年金から特別徴収されている国民健康保険税(料)、介護保険料、後期高齢者医療保険料については、あなたの申告で社会保険料控除の対象とはなりません。</p>	<p>支払額全額</p>																																			
<p>⑭小規模企業共済等掛金控除</p>	<p>あなたが令和5年中に、小規模企業共済法の掛金(旧第二種共済契約を除く。)、確定拠出年金法の企業型又は個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合に記入してください。(支払った掛金の証明書を添付又は提示してください。)</p>	<p>支払額全額</p>																																			
<p>⑮生命保険料控除</p>	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族を受取人とする一定の生命保険契約などに基づいて保険料を支払った場合、一定の個人年金保険契約で個人年金保険料をあなたが令和5年中に支払った場合に記入してください。</p> <p>(注)個人年金保険料の適用は、年金の受給者が自己又はその配偶者に限ります。</p> <p>※平成25年度から生命保険料控除が改正されました。</p> <p>(支払金額や控除を受けられることを証明する書類又は電磁的記録印刷書面(電子証明書等に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付与された出力書面)を添付してください。)</p>	<p>一般生命保険料分(A旧契約分+B新契約分) + C 介護医療保険料分 + 個人年金保険料分(D旧契約分+E新契約分) (合計限度額70,000円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">旧契約</td> <td>A 一般生命保険</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>D 個人年金保険</td> <td>15,000円超40,000円以下</td> <td>支払額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>平成23年12月31日以前の契約</td> <td>40,000円超70,000円以下</td> <td>支払額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">新契約</td> <td>B 一般生命保険</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>C 介護医療保険</td> <td>12,000円超32,000円以下</td> <td>支払額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>E 個人年金保険</td> <td>32,000円超56,000円以下</td> <td>支払額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>平成24年1月1日以後の契約</td> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同じ契約内容に旧契約・新契約の両方の保険料がある場合は、上記の計算式に基づき、旧契約・新契約ごとに控除額を計算して、合計します。その場合の限度額は28,000円です。ただし、旧契約のみで計算した控除額が合計した控除額より大きくなる場合は、旧契約分のみで計算した控除額を適用することができます。</p>	区分	支払保険料	控除額	旧契約	A 一般生命保険	15,000円以下	支払額の全額	D 個人年金保険	15,000円超40,000円以下	支払額×1/2+7,500円	平成23年12月31日以前の契約	40,000円超70,000円以下	支払額×1/4+17,500円	新契約	B 一般生命保険	12,000円以下	支払額の全額	C 介護医療保険	12,000円超32,000円以下	支払額×1/2+6,000円	E 個人年金保険	32,000円超56,000円以下	支払額×1/4+14,000円	平成24年1月1日以後の契約	56,000円超	28,000円									
区分	支払保険料	控除額																																			
旧契約	A 一般生命保険	15,000円以下	支払額の全額																																		
	D 個人年金保険	15,000円超40,000円以下	支払額×1/2+7,500円																																		
	平成23年12月31日以前の契約	40,000円超70,000円以下	支払額×1/4+17,500円																																		
新契約	B 一般生命保険	12,000円以下	支払額の全額																																		
	C 介護医療保険	12,000円超32,000円以下	支払額×1/2+6,000円																																		
	E 個人年金保険	32,000円超56,000円以下	支払額×1/4+14,000円																																		
平成24年1月1日以後の契約	56,000円超	28,000円																																			
<p>⑯地震保険料控除</p>	<p>あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他親族の住んでいる家屋や家財等を対象とした地震等損害部分の保険料や掛金を、あなたが令和5年中に支払った場合に記入してください。(支払保険料や掛金の証明書を添付してください。)</p>	<p>A 地震保険契約分 + B 旧長期損害保険契約分 (合計限度額25,000円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A 地震保険</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払額×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B 旧長期損害保険</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超15,000円以下</td> <td>支払額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一つの損害保険契約等が、地震保険契約と旧長期損害保険契約の両方の契約区分に該当する場合には、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算します。</p>	区分	支払保険料	控除額	A 地震保険	50,000円以下	支払額×1/2	50,000円超	25,000円	B 旧長期損害保険	5,000円以下	支払額の全額	5,000円超15,000円以下	支払額×1/2+2,500円	15,000円超	10,000円																				
区分	支払保険料	控除額																																			
A 地震保険	50,000円以下	支払額×1/2																																			
	50,000円超	25,000円																																			
B 旧長期損害保険	5,000円以下	支払額の全額																																			
	5,000円超15,000円以下	支払額×1/2+2,500円																																			
15,000円超	10,000円																																				
<p>⑰寡婦控除</p>	<p>「ひとり親控除」に該当せず、以下のいずれかに該当する方</p> <p>※あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の方がいる場合は対象となりません。</p> <p>①夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族のいる方で、合計所得金額が500万円以下の方</p> <p>②夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない一定の方で、合計所得金額が500万円以下の方</p> <p>なお、この場合扶養親族の要件はありません。</p> <p>(注)「夫」とは、民法上の婚姻関係にある方をいいます。</p>	<p>26万円</p>																																			
<p>⑱ひとり親控除</p>	<p>婚姻をしていないこと又は配偶者の生死が明らかでない一定の方で下記の要件のすべてに該当する方</p> <p>①あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の方がいないこと。</p> <p>②生計を一にする子がいること。(この場合の子は、令和5年中の総所得金額等が48万円以下で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族になっていない方に限られます。)</p> <p>③合計所得金額が500万円以下の方</p>	<p>30万円</p>																																			
<p>⑲勤労学生控除</p>	<p>学校教育法に定める学校等の学生等で、令和5年中の合計所得金額が75万円以下であり、かつ、給与所得以外の所得が10万円以下の方(学生証等の証明書を添付してください。)</p>	<p>26万円</p>																																			
<p>⑳障害者控除</p>	<p>あなたやあなたの同一生計配偶者(注)、扶養親族(16歳未満を含む)が障害者の場合、次の金額。(手帳の写し等を添付してください。)</p> <p>(注)同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者等を除く。)のうち、合計所得金額が48万円以下である方</p> <p>①障害者 身体障害者手帳3～6級、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳2級以下等の交付を受けておられる方等 26万円</p> <p>②特別障害者 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級等の交付を受けておられる方等 30万円</p> <p>③②のうち、あなたや配偶者、生計を一にする親族の方と同居を常としている方 53万円</p>	<p>26万円 30万円 53万円</p>																																			
<p>㉑配偶者控除</p>	<p>あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合(下の表参照)。※配偶者が70歳以上(昭和29年1月1日以前生まれ)の場合は老人欄参照。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>あなたの合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>	あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	一般	33万円	22万円	11万円	老人	38万円	26万円	13万円																								
あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																		
一般	33万円	22万円	11万円																																		
老人	38万円	26万円	13万円																																		
<p>㉒配偶者特別控除</p>	<p>あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合(下の表参照)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>あなたの合計所得金額 \ 配偶者の合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td rowspan="2">11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	あなたの合計所得金額 \ 配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超105万円以下	31万円	21万円	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	
あなたの合計所得金額 \ 配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																		
48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円																																		
100万円超105万円以下	31万円	21万円																																			
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円																																		
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円																																		
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円																																		
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円																																		
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円																																		
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円																																		